

北海道特定調達契約等苦情検討委員会

第22回会議 議事録(抄録)

令和元年（2019年）7月30日

出席者

北海道特定調達契約等苦情検討委員会

祖母井 里重子 委員

小 川 裕 也 委員長

齋 藤 久 光 委員

武 部 悟 委員

中 川 晶比兒 委員

(五十音順)

(地方独立行政法人)

北海道公立大学法人札幌医科大学

経営企画課財務室副室長 大谷 貴裕
経営企画課財務室主事 渡邊 智裕

地方独立行政法人北海道立総合研究機構

経営企画部財務グループ主幹 高杉 聖
経営企画部財務グループ主査 成田 敏行

(地方独立行政法人所管部)

総務部法務・法人局大学法人室主幹 白鳥 慶一郎
総務部法務・法人局大学法人室主査 上坂 理子
総合政策部政策局研究法人室主幹 山田 恭一
総合政策部政策局研究法人室主査 池島 和明

(事務局)

北海道会計管理者兼出納局長 根布谷 禎一
北海道出納局財務指導課長 稲場 雅邦
北海道出納局財務指導課主幹 向井 孝
北海道出納局財務指導課主査 福地 康時
北海道出納局財務指導課主事 中川 未沙妃

【事務局】

それでは、始めさせていただきます。

私、出納局財務指導課の稲場でございます。どうぞよろしくお願いたします。
本日はお暑い中お越しいただきありがとうございます。

委員会の開催に先立ちまして、根布谷会計管理者から、ご挨拶を申し上げます。

(会計管理者兼出納局長 挨拶)

【事務局】

本日は委員全員が出席されておりますので、この会議が成立していることをご報告申し上げます。それでは、委員長、会議の進行をよろしくお願いたします。

【委員長】

それではただ今から、北海道特定調達契約等苦情検討委員会の第22回の会議を開催いたします。
この度の会議、皆様のお手元にあります資料に配付の委員会運営要領第2の1の(3)「事務局から委員に対し、特に提供すべき情報があるとき」に該当する事項があることから、招集したものでございます。

なお、北海道においては、昨年度における苦情の申立てはなかったと事務局から報告を受けておりますことを、委員の皆さんにお知らせします。

本日の議題でございますけれども、「北海道特定調達契約苦情検討委員会条例等の一部改正について」、「国等の苦情申立案件について」、「平成30年度における道の特定調達契約の実績について」、「平成30年度における各地方独立行政法人における調達契約の実績について」の情報提供や報告などが4件、「北海道特定調達契約苦情検討委員会運営要領の一部改正(案)について」の議案の1件。合わせて全部で5件となっております。

それでは、議題の1番に移ります。「北海道特定調達契約苦情検討委員会条例等の一部改正」について、事務局の方からご説明よろしくお願いたします。

【事務局】

事務局から説明させていただきます。

まず、条例等の改正の経過でございますが、本年2月1日に日欧EPA協定が発効し、新たに地方独立行政法人の調達契約が政府調達分野の対象に加わることとなりました。

併せて、苦情の検討を行う委員についても、その身分の保障を確保することとされたところでございます。

このため、この地方独立行政法人の調達手続に関する苦情の処理体制の整備を行うこととし、北海道特定調達契約苦情検討委員会条例等の一部改正を行ったところでございます。

この条例の改正につきましては、令和元年第2回定例道議会により議決され、7月23日火曜に公布と施行がされたところでございます。

では、条例等の改正内容について、説明させていただきます。

お手元の資料1-1をご覧ください。

北海道特定調達契約苦情検討委員会条例の一部改正でございます。

この条例は、本委員会を設置する根拠となる条例でございます。

第1条をご覧ください。

これは、本委員会の検討する苦情の範囲に「地方独立行政法人が締結する契約に関する苦情」を加えるための改正でございます。

このため、同条に地方独立行政法人の調達契約の定義を加え、道の契約と合わせまして、苦情の検討の対象とする契約を「特定調達契約等」として規定したところでございます。

次に条例の題名をご覧ください。

ただ今の、第1条の改正に伴いまして、委員会の名称、これを「北海道特定調達契約等苦情検討委員会」に改正し、併せて、第2条の所掌事項の「特定調達契約」を「特定調達契約等」に改正したところでございます。

次に、第4条をご覧ください。

委員の身分保障の規定の整備でございます。

旧第4条以下を1条ずつ繰り下げ、新たに記載しているとおり新4条を設け、同条各号に規定している事例を除いては、本人の意思に反して罷免されない旨の改正を行ったところです。

以上が条例の改正の説明でございます。

次に資料1-2から1-4まで、これについてご覧ください。

資料1-2は「特定調達契約に関する苦情の処理手続」の一部改正、資料1-3は「特定調達契約に関する苦情の処理手続の解釈・運用について」の改正、資料1-4につきましては、「苦情の受付及び処理の状況の公表方法」の改正、以上の3つの改正の新旧対照表でございます。

改正の内容、趣旨につきましては、条例の方で申し上げましたとおりでございますので、資料によりご確認いただきたいと思います。

以上で説明を終わらせていただきたいと思います。

【委員長】

はい。ありがとうございました。

それでは、ただ今の説明について、ご質問等はございますでしょうか。

地方独立行政法人が加わったこと、それに伴って文言の整理を、「等」という言葉を随所の条文に増やしたということ、それから身分保障の件ということでございますか。

特によろしいですか。

特にご質問がなければ、議題1についての説明の聴取を終わりたいと思います。

それから、この条例の改正に伴いまして、本日、新たに苦情検討委員会の対象となった地方独立行政法人の担当者の方が出席されておりますが、ご発言等ございますでしょうか。

はい。札幌医科大学さん。

【札幌医科大学】

札幌医科大学の大谷と申します。よろしく申し上げます。

先ほど道の方からも説明がございましたが、当法人におきましても、日ごろから適正な契約事務に努めて参っております。

また、苦情の申立てが行われた場合には迅速に対応して参りますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【委員長】

続けて、北海道立総合研究機構の方よろしく願います。

【北海道立総合研究機構】

北海道立総合研究機構の高杉です。よろしく願います。

当法人におきましても、適正な契約事務を行いまして、苦情の申立てが行われぬよう努めるとともに、苦情の申し立てが行われた場合につきましては、適切に対応して参りますので、今後ともよろしく願います。

【委員長】

ありがとうございます。

北海道においては、この2機関のみが、今回、新しく対象となったということでございます。

それでは、ただ今、ご発言ありましたとおりの苦情申立てがあった際には、事務局と打ち合わせで適切な対応を今後ともよろしく申し上げます。

【事務局】

委員長すいません。併せて、今日、地方独立行政法人を所管しています道庁の総務部それから総合政策部の職員も出席しておりますので、そちらの方からも発言したいと思います。

【委員長】

はい。

どうぞよろしく申し上げます。

【道（総務部）】

総務部におきまして札幌医科大学を所管しております総務部大学法人室の白鳥と申します。大変お世話になっております。

今後、所管する札幌医科大学におきまして、調達契約に関しまして苦情の申立てが行われました場合につきましては、連絡調整など積極的に協力させていただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

【道（総合政策部）】

道におきまして、地方独立行政法人北海道立総合研究機構、略して道総研と称しておりますが、それを所管しております総合政策部政策局研究法人室の山田といいます。どうぞよろしくお願ひいたします。

今後、道総研におきまして調達契約に関し、苦情の申立てが行われた際には、当室として法令に沿った手続が円滑に進められるよう連絡調整などにつきましては、積極的に協力して参りたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

【委員長】

はい。よろしくお願ひいたします。

事務局と綿密に連絡を取りながら進めてください。

それでは続きまして、議題の2つ目でございます「北海道特定調達契約苦情検討委員会運営要領の一部改正（案）について」、ということで、条例の改正に伴いまして運営要領の改正があります。

これにつきまして、事務局よりご説明をよろしくお願ひいたします。

【事務局】

事務局から説明させていただきます。

資料2をご覧ください。

これは、北海道特定調達契約苦情検討委員会運営要領でございます。

この運営要領につきましては、委員会の開催に関する規定や、委員長の専決事項など、本委員会の運営に関する事項を定めているものでございます。

この改正の提案につきましては、議題1でご説明申し上げましたとおりの、北海道特定調達契約苦情検討委員会条例の一部改正に伴いまして、委員会の名称など関係規定の整備を行うため、議案の提案を行ったところでございます。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

【委員長】

はい。

今のご説明について、ご質問ありますでしょうか。

見ていただければ分かるとおおり、「等」が入っているという改正でございます。

よろしいですかね。

それではですね、この議案につきましては、委員会の採決事項になっております。

議案の採決に移りたいと思いますが、ご承認いただける方、挙手をお願いします。

(全委員挙手)

それでは、全員賛成ということで、本議案を可決いたしました。

よろしくをお願いします。

続きまして、「国等の苦情申立案件」について、3番目の議題でございます。本年度は全国的には1件ということでございますが、この件につきまして、事務局の方から情報提供をよろしくをお願いします。

【事務局】

それでは、国が設置します政府調達苦情検討委員会に平成30年度に苦情の申立てがあった苦情の概要等について、資料3-1により説明させていただきます。

まず、国の政府調達苦情検討委員会というのは、「国の機関」ですとか「独立行政法人、特殊法人等の国の関係機関」が行う調達に係る苦情の処理を行っています。

なお、地方公共団体の調達の苦情は、北海道の調達案件であれば、本検討委員会が、他の地方公共団体の調達案件であれば、各地方公共団体がそれぞれ設置した苦情検討委員会がその処理を行うこととなっております。

国の苦情検討委員会につきましては、平成8年に設置されておりました、それ以降、平成29年度までに、15件の苦情の申立てを処理しています。

そして、平成30年度は1件ということで、資料3-1に記載の苦情申立案件について、処理が行われております。

その調達案件なんですけども、内容としては、「秋田大学に係る清掃業務」、苦情申立人は、実際に入札に参加した「匿名」の事業者となっております。

この苦情申立人の公表については、本人の申し出により「匿名」ということが認められているところです。

入札手続の経過についてですが、平成29年12月11日に、関係調達機関が入札公告を行いまして、平成30年の2月22日に開札を行いましたが、苦情申立人他2者・全部で3者の入札価格が、関係調達機関が予め設定した基準額を下回っているとして、入札価格の調査の対象とされまして、関係調達機関の求めに応じて2月23日に苦情申立人は入札内訳書を提出しています。

この「入札価格の調査」というものについて、少し説明しますけども、一般的な入札では、予め定める予定価格の範囲内で、最低価格で入札したものを自動的に落札者とし、最低価格落札方式により、その相手方を決定しているところですが、この低入札価格調査制度におきましては、いわゆるダンピング受注の防止等を目的として、最低価格の入札者の入札金額が、予め定める低入札価格の調査の基準額を下回る場合に、「契約内容に適合した履行がきちんとなされるかどうか」を調査し、調査の結果、契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められた場合は、その者が最低金額の入札者であっても落札者とせず、その者以外の者の中で一番低い金額で入札した者を、落札者とするものです。

本案件では、関係調達機関は、調査の結果、苦情申立人他2者、全3者をこれらの者の入札価格では本件調達の業務が適切に履行できないと判断して、失格とした上で、調査の対象とならなかった他の入札者の中で、最低価格の入札を行った者を落札者としております。

その後、苦情申立人は、関係調達機関との協議を経て、3月27日に検討委員会に苦情を申し立てています。

検討委員会の対応についてですが、検討委員会では、苦情申立人からの申立てが、却下事由に該当しないかを審査し、4月9日付けで申立てを受理しております。

なお、申立ての却下事由としては、国の苦情処理手続において、「遅れて申立てが行われた場合」、「政府調達協定等と無関係な場合」、「軽微な又は無意味な場合」などを却下の事由として定めているところです。

検討委員会では、通常、申立ての受理後、苦情申立人や関係調達機関に説明、主張、文書の提出等を求め、これに基づき苦情の検討を行います。

検討の結果については、苦情を申立てられた後90日以内に、報告書として文書により作成することが求められています。

本件では、申立て受理後、苦情申立人や関係調達機関の主張等に基づき4月24日、5月10日、6月1日の3回、検討委員会で検討を行いまして、6月8日に申立てに対する報告書及び提案書を公表しています。

苦情の概要につきましては、「落札決定方法が最低価格落札方式にもかかわらず、落札決定基準が不明確であり、特定の事業者が、毎年、落札していることから、不透明であり公平性に欠けるため、協定に違反する。」というものです。

苦情の検討結果についてであります。委員会では、2つの点で、協定に違反しているかどうかを検討しています。

1点目は協定第15条第5項(b)の規定の違反についてです。

これについての検討結果について、報告書の内容から抜粋していますが、「関係調達機関は、苦情申立人が契約の内容を履行できるかどうか入札価格の調査を行い、失格としたとしているが、本件調査において、苦情申立人に対して入札金額内訳書の提出のみを求め、入札金額のごく一部に過ぎない消耗資材費が、本件基準額の消耗資材費に対して著しく不足していることのみをもって失格とし、その理由や履行するための対応策等について、事情聴取等による確認を行わなかった。

このことは、関係調達機関が、十分な確認を行っていなかったと認められるものであり、その判断は、苦情申立人が契約の案件を履行できるかという点について、全く事実の基礎を欠いたものと言わざるを得ない。

よって、協定第15条第5項の「契約の条件を履行することができる」と当該調達機関が認めた供給者を確定する手続に瑕疵があると認められるため、協定第15条第5項本文及び同項(b)に違反している。」としています。

続いて、検討の2点目なんですが、協定第10条第7項(c)の規定の違反についてです。

報告書によりますと「協定第10条第7項(c)によれば、入札説明書において落札に当たっての全ての評価基準についての完全な説明が求められているが、入札説明書には、契約条件の履行能力を判断する上で重要な評価要素について全く記載されていなかった。以上より、「落札に際して調達機関が適用するすべての評価基準」についての「完全な説明」をしているとは認められないため、協定第10条第7項(c)に違反している。」などと報告しています。

この検討結果を踏まえ、委員会では、関係調達機関が本件の「契約を破棄する」こと及び「新たに調達手続を行う」ことを提案しているところです。

資料3-2を別途お配りしているんですが、これは実際に検討委員会が作成した報告書及び提案書の全文となります。

説明は以上で終わります。

【委員長】

はい。それでは今の説明について、何かご質問はありますか。
これは、契約破棄を提案しているんですね。
結果、契約は破棄になったんですね。最終結論は。

【事務局】

調達機関のホームページの方で確認したんですけども、「破棄」をしたですとか、「契約を解除」したですとかの記事はなかったのですが、実態として元々の契約は平成30年4月1日から平成31年3月31日までの契約期間として契約したものでしたが、同じ契約名で新たに平成31年1月から1年間という契約期間の入札公告がありまして、それに基づく入札が行われていました。

そのことから12月末に一度契約を解除した上で、新たな入札を行ったものと推測していたところです。

【委員長】

あくまでも委員会というのは、提案までの話ですね。

【事務局】

はい。

【委員長】

質問ございますか。
案件としてはそんなに。

【委員】

この委員会の役割についてなんですけども、こちら資料3-2の3ページの9の方に「委員会としては、契約執行を停止すべきである旨の要請を行わないという決定をした」ということで、これは、審議を始める前にこの契約をストップするかどうかという審査まで委員会の方でやるということが期待されていることなんですね。

【事務局】

はい。そういうことです。
内容によりましては、一旦停止するというのも要請することができるのが処理手続の中でも想定されているところです。

【委員】

あくまでも要請であって、命令ではないということですね。

【事務局】

はい。強制力までを持つものではないです。

今回の契約破棄ですとか最終的な提案部分も含めて完全にそれに基づく提案に対して執行機関側が義務として履行しなければならないというものまでには至っていないものです。

【委員】

はい。

【委員長】

他に質問はございますでしょうか。
なければ議題3の説明の聴取は終わりたいと思いますがよろしいですね。

はい。ありがとうございました。

それでは議題の4番目です。

平成30年度における道の特定調達契約の実績ということで、事務局の方からご説明よろしくお願ひします。

【事務局】

事務局から説明させていただきます。

資料4をご覧ください。

平成30年度における道の特定調達契約の実績を説明させていただきます。

まず、1の「特定調達契約を所管する本庁等の数」についてでございますが、合計で73カ所となっており、平成29年度から増減はございません。

続きまして、2の「物品等・特定役務及び契約方法の区分別件数及び金額」についてでございますが、全体の件数は約600件、合計金額は約156億8,600万円となっております。

続きまして、3の「物品等・特定役務の項目別の主な契約」についてでございますが、「物品等」につきましては、「石狩管内の学校で使用する電力の契約」及び「ロータリ除雪車・除雪グレーダ・除雪トラックの購入契約」、「建設工事」では、「道道泊共和線のトンネル工事の契約」、「その他の役務」につきましては、「住民基本台帳のネットワーク通信システムの監視業務等の契約」となっております。

続きまして、4の「随意契約の理由別内訳」についてでございますが、随意契約は、全体で46件行っておりますが、そのうち約半数の25件が「再度の入札に付しても落札者がいない」として、随意契約を行っているものでございます。

以上が平成30年度における道の特定調達契約の実績の説明でございます。

【委員長】

はい。ただ今のご説明について、委員の方から何か質問がございますでしょうか。

【委員】

よろしいですか。

主な契約、例えば、電気の契約、あと住基ネットワークの2つの件はこれは、随意契約だったのか競争入札だったのかわかりますか。

【事務局】

はい。少々お待ちください。

まず、電力の契約につきましては、一般競争入札で行っております。

住基ネットワークの監視につきましては、業務を行える者が他にいないという理由でこちらと随意契約を行っているものでございます。

そして、広報誌の制作業務についてであります。こちら一般競争入札で行っております。

【委員】

ありがとうございます。

【委員長】

よろしいですか。

他に何かございますか。

【委員】

結構、IT系のものというのは、随意契約をせざるを得ない環境になりがちですね。
そういうときも、価格の相当性や競争者の有無だとか、一応チェックされるんですよね当然。

【事務局】

当然、事前に履行可能な業者については、確認の上で、例えば、ノウハウがこの業者しかないですとかといった状況もございますので、そういった場合に随意契約を行うような形にはしています。

【委員】

そうすると、将来的にもノウハウはそこしかないということですよ。

【事務局】

こういったシステムを永年使うということではないですので、その更新の際に留意しているところです。

情報システムについては、各部署で専門的な知識が少ないというのもありますので、専門に担当している部署で情報システムの発注に当たって、一般競争入札ができるのか随意契約が妥当なのか、また、更新する際には、どういうやり方で更新するのがよいのかといった診断を経ながら、適正な契約を確保していこうということで取組を行っているところでございます。

【委員】

余談ですけど、国の方の情報システム（政府共通プラットフォーム）を今度アマゾンのクラウドを使うとかの話があるんで、クラウドとかに移行すると入札のやり方違ってくるのかなど。

【委員】

じゃあ、既存のシステムを使っていると随意契約になりがちな環境だけど、クラウドに変わってくると一般的な環境も変わってくるかもしれないということなんですね。

【委員長】

よろしいですか。

他になければ、議題の4については、説明の聴取を終わりたいと思います。

次、議題の5番目です。

平成30年度における各地方独立行政法人における調達契約についてということで、本日ご出席の札幌医科大学様それから北海道立総合研究機構様それぞれから、ご説明をよろしくお願いたします。

札幌医科大学様からお願いします。

【札幌医科大学】

資料5-1、平成30年度における調達契約の実績についてご説明いたします。

最初に「1法人の概要」のところでございます。

名称は、「北海道公立大学法人札幌医科大学」でございます。

設立年月日は、平成19年4月1日に独立行政法人として設立しまして、今年で13年目を迎えてございます。

次、組織図でございますが、1枚めくっていただきましてご覧になっていただきたいんですが、1枚目は大学の組織図になってございます。

理事長を筆頭に医学部、保健医療学部などで構成されてございます。

もう一枚めくっていただきまして、上段の方が附属病院で上段の括弧書のところに診療科が載ってございます。

全部で29の診療科で構成されています。

下段の方に事務局というところがございまして、事務局の4段目、こちらに経営企画課財務室というところがございます。

こちらが私どもの所属となっております。

資料戻っていただきまして、(5)の主な事業内容でございますけれども、こちら大学と病院に関する業務を記載してございます。

次に、「2の主な契約」ですけれども、項目ごとに金額の大きいものを記載してございます。まず、物品等でございますけれども、上段、大学施設及び病院施設で使用する電力でございます。

こちら約3億7,000万円の落札額で単年度の契約となっております。

それから下段のキイトルーダ点滴静注ですが、こちら約1億2,000万円の落札額でございます。こちらは、抗がん剤治療の医薬品で点滴静脈注射のことでございます。

次に、下にいきまして、特定役務でございますけれども、こちら札幌医科大学の附属病院の外来診療を除く清掃業務でございます。約6億6,000万円の落札額でございます。下段が同じく病院の外来診療部分の清掃業務で約2億6,000万円の落札額でございます。

いずれの契約も5年契約の総額で記載しております。説明は以上でございます。

【委員長】

続けて北海道立総合研究機構様、説明をお願いします。

【北海道立総合研究機構】

資料5-2になります。名称は「地方独立行政法人北海道立総合研究機構」でございます。設立は平成22年4月1日でございます。代表者は理事長田中義克です。

組織図なんですけど、次のページに移らせていただきたいと思います。

道総研と言っているんですけども、組織体制といたしましては、理事長を筆頭に3名の理事からなる本部と、あとは農業をはじめ6つのですね研究本部からなっております。

もう一枚めくっていただきまして、本部にはですね、経営企画部、研究企画部、連携推進部と3部からなっております。法人の運営を担っております。

続きまして研究本部の組織体制ですが、農業をはじめ6つのですね各合計22カ所の試験場が道内各地に設置されているところでございます。

次のページは北海道地図にですね試験場の位置図と、次のページには、業務概要を添付しておりますので、こちらは後ほどご覧いただければと思います。

では、調達関係ですが、物品と特定役務の項目別の主な内訳でございますが、物品等につきましては、本部と各試験場などの29施設の電力需給契約になります。

入札参加業者は、北電、北ガス、エネットの3者が参加しておりまして、落札金額は約2億9,000万円となっております。

続きまして特定役務になりますが、こちら釧路水産試験場で所有しております試験調査船北辰丸というのがありまして、この上架改修工事となりまして、定期検査、船底の塗装、機関部などの整備を行っております。

ちなみに入札に参加した業者は、釧路重工業の1者のみで、落札金額は、4,650万円となっております。簡単ですが以上でございます。

【委員長】

はい。以上のご説明で、何かご質問よろしいですか。

【委員】

すいません確認なんですけども。

【委員長】

はい。どうぞ。

【委員】

総合研究機構などでは、研究者が行う研究で、例えば、相当な金額のものについては入札が行われるかと思うんですけども、どういったものがこの苦情検討委員会の対象になって、どういったものはならないのか、ということをお教えいただければと思うんですけども。

【北海道立総合研究機構】

物品とか特定役務とかは3,000万円以上が該当するんですけども、今のところ道総研におきましては、研究業務に係るものでは3,000万円を超えるものは予定されてはいないところです。

【委員】

そうですか。

【北海道立総合研究機構】

はい。

【委員長】

医科大学さんの方は医療機器の入札なんかもあるんですよね。

【札幌医科大学】

ございます。

【委員長】

たまたま今回大きいのがなかったということですか。

【札幌医科大学】

こちらの資料は、金額の大きいもの2件を載せておまして、物品等の契約実績、昨年度ですけれども全部で物品などは26件対象になりますので、その内訳としては、ほとんどが医薬品関係です。

21件が医薬品で、あと医療用機器、研究用機器で4件ございます。

あとその残りが、今の電力の1件という内訳になっております。

【委員長】

他に何か質問はございますか。

【委員】

電力というのは、各部署であると思うんですけども、大体入札に参加されるところは、さっきおっしゃっていた北電、北ガス、エネットですかね。大体、限られている業者ですね。

それぞれについて、例えば、北電であったとしても、医科大学さん、それから道総研さんに入札をするときには、単価が違ったりするわけですね。おそらく。

やっぱり規模が大きいと半ば談合のようなそういうこともあり得るのかなという懸念もございまして、そういったものを監視するとか検証するのは、どのような形でやっていらっしゃるのか教えていただければと思います。

それぞれの場所によって例えば、病院だったら単価はこれぐらいとか、道総研だったらこれぐらいとかっていう単価そのものが違うんですかね。

【事務局】

同じような業者さんが入ってくる場合であっても、全てが同じ金額ではないというのが実態だと考えています。

どうしても取りたい本気度だとか、それぞれの業者さんの作戦ということで考えざるを得ないのかなど。なかなか金額でばらつき又は違うということだけをもって、「何らかの申し合わせが行われているのではないか」といった判断をするのは難しいと考えております。

道においても談合情報が外部から寄せられた場合について、例えば、「どこどこの業者が落札することが決まっている」といった情報が希にあるんですが、そういう情報に対して、そのまま入札を執行することが妥当なのかについて確認が必要となりますので、そういうことに対しての
手続、ルールを決めています。先生のお話にあったように単に入札結果の金額だけをもって、そこまでの措置を採るっていうのは難しいというのが現状かなと考えております。

【委員】

それぞれの組織において電力の入札をやっている限りにおいては、その中で検証できると思うんですけども、横のつながりといいますか、横断的に見たときにどうなのかっていうような視点も必要のかなと思ったものですから。ちょっと額も大きいですし、入札業者も限られていますので、特にその辺はちゃんと説明ができるようにやっていただければと思います。

【委員長】

はい。よろしいですか。
他に。

【委員】

個別的に具体的なことではないんですけども、特定調達について、当局の設定価格より低い入札っていうのが出てたんですけども、なにかこう不自然を感じる。

これはどうしてそういう現象が。

厳格に行われているということはよく分かりましたけども、その辺の調和がなんとなくちょっと気になる。どういう状況で設定よりも低いことになって、結局落札できない現象が発生しているのか。

【事務局】

先ほどの国の苦情の申立て事案にありました清掃業務の関係のお話のことだと思うんですが、落札決定の基準となる予定価格、例えば、仮に1,000万を予定価格としたときに、それ以下の入札があれば、その中で一番安い方を落札とするのが通常ですけども、今回の事案というのが、低入札価格調査制度ということで、例えば1,000万の下に仮に600万というような価格の基準、いわゆるダンピング防止ということなんですけども、600万という基準額を設けて、これより低い額の入札者については、あまりにも安すぎるんじゃないのかと。

こういう金額で発注者側が求める契約が履行できるんだろうかという懸念がありますので、その600万という基準より低い金額での入札がなされた場合には、履行が可能かどうかを調査した上で大丈夫であれば落札者をそのまま決定するっていうのが低入札調査価格制度というものになります。

今回は低入札の基準額を大学の方で設定した上で、その金額よりも低い入札について調査をした。調査の結果、この金額では、十分な契約が履行されないということを発注者側が判断した上で失格としたというのが今回の事例です。

ただ、その判断の仕方が問題があったんじゃないのかというのが苦情検討委員会の検討結果ということになります。

【委員】

最低制限価格割れというのは、どうしても取りたい場合にそういうのが生じることがやっぱりあるんで、秋田の場合もおそらくずっと他の業者が取ってたから、それがどうしても取りたいの

で、価格を下げてただけでも、その結果、最低制限価格を割れちゃったということでないかと。

談合事件なんかでも談合メンバーに落札させたいんだけど、他の談合メンバーがもっと低い価格を入れて最低制限価格を割れる、そういうのは観察される現象ではあります。

【委員】

今回の秋田の方は、訴えた企業以外の他の2者も最低制限金額よりも下ということで、その設定金額に問題があったようにも感じられるんですけども、例えば、北海道ではどのようにして最低金額っていうのを設定されるんですか。

【事務局】

基準というのは決めているところなんですけども、積算の中の人件費に対して何パーセント、それにこういう経費に対して何パーセントというふうに積算経費の積み上げに対して所定の率を掛けた額を積み上げるなどの最低制限価格の設定のルールを決めているところです。

【委員】

それはその分野の専門の方が入るのか、それとも出納局内で行われることなんですか。

【事務局】

庁舎管理を担当している部署で、国の事例などを参考にしながら設定している状況ということで認識しております。

【委員長】

よろしいですか。

結構細かい積み上げでやっているんですね。

ざっくり最低の金額の予定額の80パーセントだとかではなくて、積み上げできちんとやっていることですね。

はい。他に質問がなければ、議題の5番目終わりたいと思うんですけどもよろしいですか。

用意していた議題は以上なんですが、委員の皆様から何か他に、この機会についてというのはございますか。

他に特に発言がなければ、最後に事務局の方から何かございますでしょうか。

【事務局】

本日は、お忙しい中お集まりいただきまして、あらためて感謝申し上げます。

次回の委員会の開催についてでございますけれども、その都度ですね委員の皆様と打ち合わせをさせていただいてですね、また日程等を調整させていただきたいと考えていますので、よろしくお願いいたします。以上です。

【委員長】

はい。スムーズなご審議にご協力ありがとうございました。

これもちまして、第22回北海道特定調達契約等苦情検討委員会の会議を終了したいと思います。

どうもありがとうございました。